

### 第3節 資源循環システムの構築

#### 1 ごみ減量化・リサイクルへの取組み【廃棄物対策課】

##### (1) 行動指針および推進体制

自然・生活環境の保全、限りある資源の有効活用および廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを強力に推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用する「循環型」の社会経済システムへの転換を

図ることが必要です。

そこで、県では、平成14年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化とリサイクルを推進するための施策や目標値を定めるとともに、県民、事業者、市町村および県それぞれの役割や具体的な行動指針を示しました。

表3-1-13 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目標値	指標	平成12年度	平成17年度	平成22年度
		現状	目標値 (予測値*)	目標値 (予測値*)
目標値	1人1日当たりごみ排出量	975 g	930 g (998 g)	753 g (998 g)
	リサイクル率	16.8%	26.8% (19%)	31.0% (23.5%)

\*予測値：ダイオキシン類対策のための小型焼却炉使用の自粛や景気動向などを考慮して予測した値

##### 推進体制

学識経験者、県民、事業者および市町村等で構成する「福井県ごみ減量化・リサイクル日本一総合推進会議」を設置し、本計画に基づく施策を着実に推進するため、県全体としての総合的な対策を協議しています。

また、平成14年12月には、ごみ減量化・リサイクルに関する実践的取組みを実施している各種団体が集まり、「ごみゼロふくい推進協議会」が設立されました。同協議会では、各団体間の情報交換・交流を行い、ごみ減量化・リサイクルに関する実践的取組みを実施するとともに、県民への意識啓発を行っています。

##### ごみ減量化の推進

ごみの約3割を占めるといわれている生ごみについて、生ごみ処理機の普及により減量化を図っています。

また、街頭キャンペーン、マイバッグキャンペー

ン等の啓発事業を展開し、県民一人ひとりの自発的な取組みを促進しています。

表3-1-14 生ごみ処理機普及台数(県補助件数)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
普及台数	11,213	8,356	2,701	1,248
普及累計	11,213	19,569	22,270	23,518

##### リサイクルの推進

市町村が行う分別収集体制の整備に対する財政支援を行うとともに、集団回収実施団体等に対して奨励金を交付し、古紙回収量の拡大を図っています。また、リサイクル製品認定制度およびリサイクル推進店登録制度により、再生品の普及拡大等に努めています。(第3部第2章2 28頁参照)

今後も、「ごみゼロ社会(循環型社会)」の実現に向け、県民、事業者、市町村および県がそれぞれの役割を分担し、相互協力の下、総合的な対策を進めていきます。

##### (2) 事業者の自主的な取組みによる廃棄物の減量化・リサイクルの推進

発生量が一般廃棄物の約11倍(平成12年度値353万t)にもなる産業廃棄物の減量化・リサイクルを進めるためには、まず何よりも排出者である事業者自らが自主的に取り組むことが必要です。

そこで、県では、事業者の自主的な取組みを促進

するため、平成6年に「産業廃棄物減量化指導員等制度」を創設し、多量排出事業者にはその事業所の減量化等の推進責任者となる「産業廃棄物減量化推進員」を設けることを義務付けています。この「産業廃棄物減量化推進員」を対象にした研修会を実施

し、推進員の資質向上と事業所の減量化・再資源化の推進を図っています。

このような取組みに加え、多量排出事業者の減量化・リサイクルを一層推進するため、「第5次福井県産業廃棄物処理計画」(平成10年3月策定、計画期間平成10～14年度)に基づき、「福井県産業廃棄物自主管理システム」を平成11年3月からスタートしました。このシステムは、県が多量排出事業者に対し自主的に取り組むべき事項を提示するとともに、取組項目の自己評価マニュアルを提供するもの

です。また、多量排出事業者は、県が提示した取組項目を参考に、自主管理計画を策定し、毎年自己評価結果を県に報告します。県はその結果を集計・分析し、研修会を実施しています。

また、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得する事業者が増えており、これに基づき廃棄物の発生抑制・再資源化を含め、事業活動による環境負荷を低減する取組みが進んでいます。

(3) 容器包装廃棄物および家電製品のリサイクル推進体制の確立

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が本格施行されています。平成12年度からは同法が完全施行され、これまでのびん、缶、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装および段ボールが法の対象となりました。県では、「第3期福井県分別収集促進計画<sup>\*1</sup>」(平成14年7月策定)に基づき、市町村における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図るなど、分別収集体制の整備を進めています。

家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が本格施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引き取り義務を、また製造業者等(家電メーカー、家電輸入業者)に再商品化等(リサイクル)の義務を課し、消費者に対しては収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。テレビ、冷蔵庫、洗濯機およびエアコンの4品目が対象になっています(平成16年4月から冷凍庫も対象となります)。

県では、消費者(排出者)、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓

表3-1-15 容器包装廃棄物の分別収集取組状況

区 分		取組市町村数 (平成15年 12月現在)	19年度見込
びん類	無 色	33	全市町村
	茶 色	33	全市町村
	その他の色	33	全市町村
缶 類	スチール缶	全市町村	全市町村
	アルミ缶	全市町村	全市町村
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	全市町村	全市町村
	食品トレイ	18	25
	その他のプラスチ ック製容器包装	13	29
紙 類	飲料用紙パック	17	30
	段ボール	16	33
	その他の紙製容器 包装	7	29

発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者(パソコンメーカー等)により自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

<sup>\*1</sup>福井県分別収集促進計画：各市町村が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集リサイクルの推進に関することについて、県が策定する計画

## 2 未利用有機性資源の活用

### (1) 環境調和型農業【農畜産課】

家畜排せつ物や食品廃棄物、生ごみ等の未利用有機性資源の有効活用を図り、環境調和型農業を推進するため、平成13年3月に「福井県未利用有機性資源活用基本計画」を策定しました。また、未利用有機性資源を分別・収集し、堆肥化して農業において活用するためのモデル実証事業を鯖江市と三国町で取り組むとともに、市町村およびブロック単位で「未利用有機性資源活用推進協議会」を設置し、活用方針づくりを進めてきました。

今後は、これらの活用方針等に基づき、広域的・総合的な堆肥化施設の設置に向けて市町村およびブロック段階での検討を進めていきます。

一方、家畜排せつ物や糞尿に対しては補助事業等を活用して堆肥化施設を整備してきましたが、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成16年11月から実施に移されることから、県計画に基づき堆肥化施設を整備する農家に対し、期限を定めて金融・税制上の支援措置を設け、施設整備の推進を図っています。

また、堆肥の活用・流通を円滑化するため、「福井県堆肥生産利用推進協議会」が中心となって、各堆肥センターで生産される堆肥の品質向上対策を行い、水稻や園芸の生産への活用促進を図ることとしています。

図3-1-16 未利用有機性資源の循環利用図



### (2) 食品リサイクル【農林水産振興課】

#### 食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造や調理の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、食べ残し等は一般廃棄物に分類されます。

食品廃棄物は、一般廃棄物および産業廃棄物をあわせ、全国で年間1,800万トン強が排出されています。

本県では平成12年度の推計で産業廃棄物が12千トン、一般廃棄物が107千トン、合計119千トンが排出されています。

家庭から排出される生ごみについては、各市町村の助成制度により導入されたコンポスト容器や家庭用生ごみ処理機で処理され、生産された堆肥は家庭菜園や花壇等に利用されています。

産業廃棄物では2千トン（19%）が堆肥や飼料等に再生利用されており、一般廃棄物では4千トン（4%）が堆肥利用されています。

県内では、池田町において平成14年11月から牛糞と生ごみを原料とした堆肥化施設を稼働しており、今後一般廃棄物の再生利用率を高めていくことが必要です。

### 食品リサイクル法

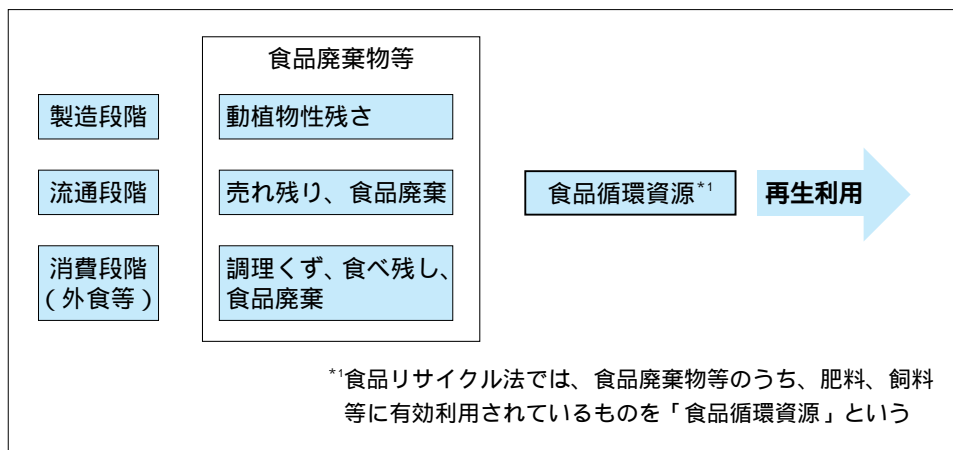
平成13年5月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）では、食品関連事業が排出する食品廃棄物について、再生利用等の実施率を平成18年までに20%に向上することが義務付けられています。

これにより食品関連事業者は食品廃棄物の発生抑制、再生利用（肥料、飼料化等）、減量のいずれかの方法により再生利用等に取り組むこととなりました。

た。

県では食品リサイクル法の普及啓発のため、平成15年10月に「食品環境セミナー」を県内の食品製造業者、流通関連業者、外食産業事業者、国、県、市町村のリサイクル行政担当者等を対象として実施しました。このセミナーでは、法律の周知を図るとともに、本県の事業者が取り組んでいる実例について紹介しました。

図3-1-17 食品リサイクルの流れ



### (3) 木質系資源有効利用促進【森づくり課】

資源の循環利用を進めていく観点から、林地に残った間伐材や現在焼却・廃棄されている製材工場から排出される端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。

そのためには、これらの未利用資源の生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築する必要があります。

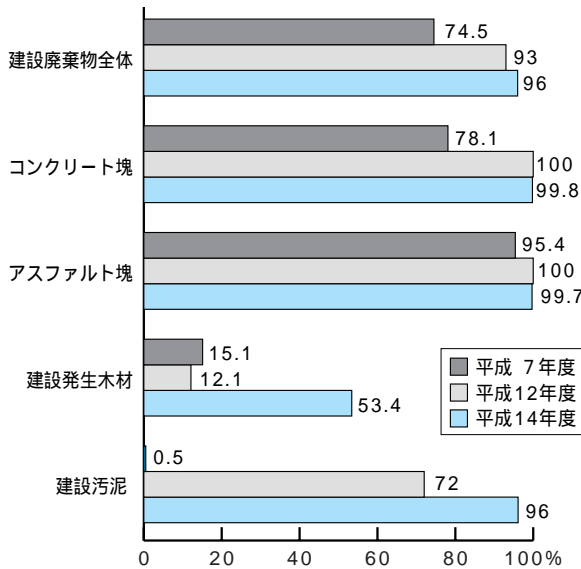
このため、県では、地域の条件にあった導入可能なシステム等について産学官連携による検討を行っています。

3 建設リサイクル【土木管理課】

(1) 建設リサイクルの現状

福井県では、建設工事から発生する廃棄物のリサイクル率は全体では9割となっていますが、木材についてはリサイクルが遅れています。

図3-1-18 建設廃棄物のリサイクル率（福井県）



(2) 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、福井県では産業廃棄物全体の約3割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることとなります。また全国的に見ても最終処分場の残存容量はあわずかとなっています。

また、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎え、解体廃棄物の排出が現在より増えることが考えられます。

このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が、平成14年5月30日から全面施行されました。

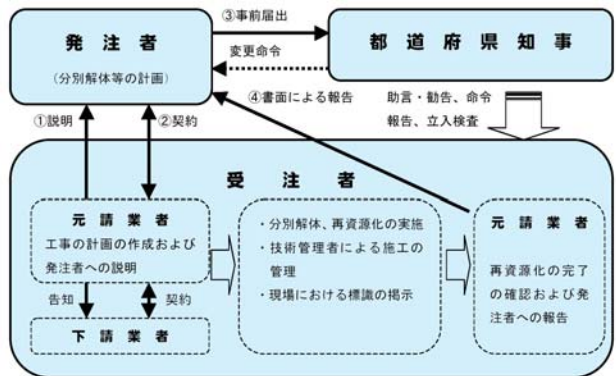
(3) 法律の概要

この法律は3つの柱から成り立っています。

分別解体・リサイクルの義務付け  
 分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置  
 解体工事業の登録制度の創設

図3-1-19

分別解体・リサイクルの発注から実施への流れ



(4) 建設リサイクルを進めるために

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町村の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。